

保育園クオラキッズあいら

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所はご契約者に対して教育・保育サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

I. 「特定教育・保育施設サービス」重要事項説明書

II. 「特定教育・保育施設サービス」契約書

III. 個人情報使用に関する取り決め

◆◆ 目次 ◆◆

I. 重要事項説明書 (1~5 ページ)

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 通常の事業実施地域	1
4. 開所日及び開所時間等	1
5. 職員の配置状況	2
6. 当事業所が提供するサービス	2~3
7. 利用料金	3
8. 利用料金の支払方法	3
9. 緊急時の対応	3
10. 非常災害対策	4
11. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置	4
12. 懲戒の制限について	4
13. 苦情受付について	4
14. その他利用にあたっての留意事項	5

II. 契約書本文

III. 個人情報使用に関する取り決め

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 クオラ
(2) 法人所在地 〒895-1804 鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2315 番地1
(3) 電話番号 0996-53-0026
(4) 代表者氏名 理事長 松下 兼一
(5) 設立年月 1969年 12月 3日
(6) 当法人が行っている児童福祉法関連事業
【児童発達支援事業】 2012年4月1日指定 鹿児島県 4650000435号
【特定地域型保育施設】 2015年4月1日認可

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 特定教育・保育施設(2022年4月1日確認)
(2) 事業所の目的 施設を利用する小学校就学前の子どもに対する、適正な保育の提供
(3) 事業所の名称 保育園クオラキッズあいら
(4) 事業所の所在地 〒899-5652 鹿児島県始良市平松 6252 番地 2
(5) 電話番号 0995-65-2101
(6) 管理責任者氏名 大迫 祐子
(7) 利用定員 70名

1号認定	2号認定	3号認定		計
		乳児	1～2歳児	
-	46人	6人	18人	70人

(8) 当事業所の運営方針

1. 児童福祉施設最低基準に基づき、施設において入所児の最善の利益を守り、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう努めるものとする。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供する事業との連携を図り総合的で適切なサービスの提供に努めるものとする。
3. 前2項ほか、事業所の職員は、利用者の人権及び人格を尊重し、また、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)及び厚生労働省が定める運営基準その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

- (9) 開設年月日 2022年4月1日
(10) 建物概要 鉄骨造2階建(延床面積 1,058.41 m²)
(11) 防災・避難設備の概要 消火器
(12) 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近実施年月日	-
評価機関の名称	-
評価結果の開示状況	-

3. 開所日及び開所時間等

- (1) 開所日 月曜日から土曜日
(ただし祝日及び12月31日から1月3日及び3月31日を除く)
(2) 開所時間 午前7時00分から午後7時00分まで
(3) 基本保育時間 午前9時00分から午後5時00分まで

4. 職員の配置状況

- (1) 主な職員の配置状況
当事業所では、入所児に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置し

ています。

※ 職員の配置については、法令等を遵守しています。

職員体制(主たる職員)

2026年4月1日現在

職員の職種	基準 員数	常勤		非常勤		常勤換算	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1	1				1.0	保育士
主任保育士	1	1				1.0	保育士
保育士	13	7	0	8	0	13.3	保育士
看護職員		1	0	1	0	1.7	看護師又は 准看護師
栄養士	2	1	0	0	0	1.0	栄養士
調理員		2	0	0	0	2.0	調理師

※ 「常勤換算方法」当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいいます。

(2) 主たる職種の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	標準的な勤務日、勤務時間帯における最低配置人員 1名
主任保育士	標準的な勤務日、勤務時間帯における最低配置人員 1名
保育士	標準的な勤務時間帯における最低配置人員 7:00～19:00 2名以上
看護職員	標準的な勤務時間帯における最低配置人員 7:00～19:00 1名以上
栄養士	標準的な勤務時間帯における最低配置人員 7:00～19:00 1名以上
調理員	標準的な勤務時間帯における最低配置人員 7:00～19:00 1名以上

※ 曜日により上記と異なることがあります。

5. 当事業所が提供するサービス内容

1) 通常保育

- ① 乳幼児の預かり及び保育の提供
- ② 遊びの提供
- ③ 食事の提供
- ④ 日常の健康管理及び定期健康診断の実施
- ⑤ 前各号に掲げるサービス等に付帯する相談、助言等

2) 子育て支援事業

延長保育

- ・ 対象：当施設に入所中の2～3号認定の乳幼児

- ・ 内容：開所時間外の教育・保育サービスの提供。
- ・ 備考：日曜・祝日及び12月31日から1月3日及び3月31日は実施しません
その他、天災(台風、水害、火災、感染症のまん延)などで正常に保育を
できない場合は登園を見合わせる場合あり

6. 利用料金

当事業所の利用料金は、次の通りです。

- 1) 通常保育利用料
各市町村の規定に基づき、市町村が通知した額となります。
- 2) 子育て支援事業利用料
 - ・定期利用式:2,500 円/月
 - ・単発利用式: 250 円/30 分(※保育短時間の場合は 50 円/30 分)
- 3) 副食費
月額 5,750 円(2 号認定のみ対象)
- 4) その他の費用

① 複写物の交付	10 円/枚
② 行事参加の費用	実費
③ 写真代	実費
④ その他希望によるもの	実費

7. 利用料の支払方法

利用料金の計算は毎月末締めで行い、翌月に請求書をお送りします。
請求書に記載された期日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。入金
の確認が取れ次第、領収書をお送りします。

- ① 保護者等の指定する預金口座からの引落
- ② 指定口座(下記)への振込

金融機関:鹿児島銀行 重富支店
 口座種別:普通預金
 口座番号:3046359
 口座名義:社会福祉法人クオラ 理事長 松下 兼一

8. 緊急時の対応

教育・保育サービス提供中に、入所児の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、下
記の協力医療機関に連絡する等の措置をとります。また、必要に応じて保護者への連
絡も行います。

【協力医療機関】

医療機関の名称	主な診療科目	所在地
立花こどもクリニック	小児科・アレルギー科	始良市松原町2丁目27-12
おばたデンタルクリニック	歯科	始良市脇元380

9.事故発生時の対応

入所児の安全の確保を最優先に考えサービスの提供にあたりますが、万が一、事故が発生した場合には、受診等の的確な対応を迅速に行うこととし、保護者や市町村等の関係機関への連絡を適宜、誠意をもって行います。また、必要に応じ、損害賠償等の手続きをとります。

10. 苦情受付について

当事業所に対する苦情やご相談は事業所内の専用窓口で受け付けます。
また、行政等の外部機関へのご相談も可能です。
当事業所は、苦情を申し立てた契約者に対していかなる差別的な取扱いも行いません。

事業所内の苦情受付窓口

苦情受付窓口	担当:宇都口 真矢(うとぐち まや) 職名:主任保育士
受付日時	原則として毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
電話番号	0995-65-2101

苦情解決第三者委員

始良市主任児童委員 吉永 良人	電話番号 0995-67-3318
始良市主任児童委員 田邊 いつ子	電話番号 0995-66-2893
始良市主任児童委員 牟田口 泉	電話番号 0995-66-0168

行政機関その他苦情受付機関

鹿児島県 子育て支援課	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号 099-286-2466
始良市役所 子どもみらい課	所在地 始良市宮島町 25 番地 電話番号 0995-66-3237

11.懲戒の制限について

当事業所は、入所児の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、懲戒その他入所児の行動を制限する行為を行いません。

12.人権の擁護および虐待の防止のための措置について

(1)当事業所では、入所児の権利の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとします。

- ① 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定および必要な体制の整備
- ② 虐待防止の啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- ③ 虐待防止のための相談窓口の設置

【事業所内の虐待・性被害防止相談窓口】

相談受付窓口	担当:宇都口 真矢(うとぐち まや) 職名:主任保育士
受付日時	原則として毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
電話番号	0995-65-2101

(2)職員は、入所児に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待

を行ってはならない。

- ④ 身体的虐待
入所児に外傷を生じさせ、又は生じさせる恐れのある暴行を加える行為
- ⑤ 心理的虐待
入所児に対し暴言等著しい心理的外傷を与える言動を行う行為
- ⑥ 性的虐待
入所児に対する猥褻な行為
- ⑦ 保育放棄
入所児を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等、入所児を養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為
- ⑧ 経済的虐待
入所児の財産を不当に処分し、又は不当に財産上の利益を得る行為

(3) 事業所は、第 2 項各号に掲げる虐待行為を職員が市町村長に通報した場合、通報したことを理由として、その職員に対し解雇その他不利益となる取り扱いを一切行わないものとする。

13. ハラスメントの禁止について

当事業所は、適切な保育サービスを提供する観点から、入所児もしくは保護者から性的な言動や優越的関係を背景とした過度な要求等により、職員の就業を害される恐れがある場合は、契約を解約とします。

14. その他利用にあたっての留意事項

サービス利用に当たっては、以下の事項にご留意ください。

- (1) 送迎は必ず保護者が実施してください。
送迎を担当する方が変わる場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 欠席する場合は、利用当日の 9 時まで当事業所へご連絡ください。
- (3) 食物アレルギーがある場合には、医師の診断書等を提出してください。診断書等の内容を踏まえたうえで、保護者と対応を打ち合わせ、可能な範囲で食事提供を行います。
- (4) 38℃以上の発熱がある場合、感染の可能性のある病気にかかっている場合は、利用はできません。利用中に発症した場合、保護者へ連絡のうえお迎えに来ていただきます。
- (5) 病気の際は完全に治るまで利用はできません。登園の再開時期については医師とご相談ください。
- (6) 家庭内で感染症が発生した場合は、ただちにご連絡ください。
- (7) 原則として当事業所職員での投薬は行いません。投薬が必要な場合は、「薬に関する連絡票」を記入のうえ、事前にお申し出ください。
なお、座薬・解熱剤の投薬は一切行いません。
- (8) 入所の対象となる児童は、保護者が就労中等の理由で「保育が必要な状態にある」と認められた場合にあります。保護者の就労等の状況に変更があった場合は、必ず居住地の市町村役場に連絡をしてください。
- (9) 入所児が外出する場合は、その都度事業所に行き先、用件、事業所へ帰着する予定時刻等を届け出て許可を得てからにしてください。また、外出中に入所児の体調が悪化した場合は、事業所に連絡をしてください。
- (10) 入所児及び保護者の身上に関する重要な変更が生じた場合、速やかに事業所に届け出てください。
- (11) 事業所内では下記の行為は禁止されています。
 - ① 事業所が定めた場所以外での喫煙及び飲酒。
 - ② 火器、劇薬、刃物等の危険物の所持。
 - ③ 他の入所児・保護者や職員への宗教活動又は商業目的での勧誘行為。
 - ④ 喧嘩、口論、暴力行為、泥酔等で他の入所児・保護者や職員へ迷惑をかけること。

- ⑤ 事業所内の建物及び備品を故意に破損させること。
 - ⑥ 職員に対する金品の供与。
 - ⑦ その他、事業所が定めたこと。
- (12) 入所児が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償していただく又は現状に回復していただきます。
(修理費が1万円以上かかる場合、1万円を超える額をご負担いただきます)
- (13) その他、別途配布する「入園のしおり」に記載された事項を順守してください。

特定教育・保育施設利用契約書

保育園クオラキッズあいら

特定教育・保育施設サービス 契約書

_____ (以下、「保護者」という)と保育園クオラキッズあいらは、事業所が保護者の養育する乳幼児(以下、「乳幼児」という)に対して行う教育・教育・保育サービスについて、各々対等な立場でこの契約を確認し、次のとおり契約いたします。

(契約の目的)

第1条 事業所は、乳幼児に対し、児童福祉法の趣旨に従って、乳幼児が安心・安全な日常生活を営むことができるように援助するために必要なサービスを提供します。一方、保護者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約の期間と更新及び変更)

第2条 この契約の期間は、市町村の決定した入所承諾に記載の期間とします。

- 2 この契約の内容を変更する場合には、利用者の了解を得て、「契約変更確認書」の該当欄に必要事項を記載し、記名押印のうえ、契約書末尾に添付します。

(サービスの内容及びその提供)

第3条 乳幼児が提供を受けるサービスの内容は、別紙重要事項説明書(以下「説明書」という。)に定めたとおりです。

- 2 事業所は、説明書に定めた内容について保護者に説明します。

(緊急時の対応)

第4条 事業所は、乳幼児に受診が必要と認められる場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 事業所は、乳幼児に対し、事業所における教育・保育サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応等が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項の他、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(秘密保持)

第5条 事業所及び事業所の使用する者(退職者も同様)は、サービスを提供する上で知り得た乳幼児及び保護者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 事業所は、乳幼児及び保護者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書で保護者の同意を得るものとします。

(賠償責任)

第6条 事業所は、サービスの提供にあたって乳幼児の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用料及びその変更)

第7条 保護者は、特定教育・保育サービス及び子育て支援事業サービスを利用した際は、その対価として、説明書の記載に従い、利用料を支払います。

- 2 事業所は、前項の利用料の変更(増額又は減額)を行う場合には、保護者に対して変更予定日の1ヵ月前までに文書により説明し、保護者の同意を得ます。

(利用料の滞納)

第8条 保護者が正当な理由なく利用料を3ヵ月分以上滞納した場合には、事業所は文書により

7日間の期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業所は、乳幼児の日常生活を維持する見地から、公的サービスの利用等について保護者、および必要な行政その他の機関と協議を行うようにするものとします。
- 3 事業所は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業所は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(契約の終了)

第9条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 市町村から契約解除の通知がなされたとき
- (2) 乳幼児が保育認定を辞退し又は取り消されたとき
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(事業所の解約権)

第10条 事業所は、次に掲げる場合には、市町村長に報告して、その指示を受けて本契約に基づく利用を解約することができます。

- (1) 入所児が長期間に渡って入院し、退院の見込がないとき
- (2) 乳幼児又は保護者の行動が事業所の目的及び運営の方針に著しく反するとき
- (3) 第8条第3項(利用料滞納による契約解除)に該当する場合
- (4) 保護者が、契約締結時に乳幼児の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (5) 乳幼児又は保護者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の乳幼児等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(苦情処理)

第11条 事業所は、サービスに関する保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告します。

- 2 事業所は、保護者からの苦情に関して市町村等の行政機関が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行います。
- 3 事業所は、苦情を申し立てた保護者に対していかなる差別的な取扱いも行いません。

(連帯保証人)

第12条 事業所は保護者に対し、連帯保証人を求めることがあります。ただし連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合又は事業者が連帯保証人を不要と認める場合はこの限りではありません。

- 2 連帯保証人は、本契約に基づく保護者の事業所に対する一切の債務につき、金100万円を極度額として保護者と連帯して債務を履行する責を負います。
- 3 事業所が連帯保証人に対して履行の請求をしたときは、保護者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する紛争の訴えは、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所

とします。

(契約外事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、児童福祉法、その他諸法令の定めるところによることとします。

(協議事項)

第15条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

個人情報使用に関する取り決め

記

1 使用する目的

- ① 乳幼児のための医療上の必要性による医療機関及び他の事業所への情報の開示、もしくは、関係行政機関及び他の事業所との連絡調整において必要な場合
- ② 事業所内の掲示物(誕生日一覧、ロッカー名札等)への記載
- ③ 写真注文受付のための撮影済み写真一覧への顔写真等掲載
- ④ 事業所行事における映像・写真集等への顔写真等掲載
- ⑤ 事業所ホームページ及びリーフレットへの顔写真等掲載
- ⑥ その他「当事業における個人情報の利用目的」に掲示されているもの

2 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- ③ ②～⑤については掲載前に申し出があった場合には使用しないこと。
(掲載後の申し出は原則として受け付けない)

特定教育・保育施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本契約につき説明を受け、連帯保証人の責任について理解しました。

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ (続柄 _____)
電話番号 _____
勤 務 先 _____
勤務先住所 _____
勤務先電話番号 _____

契約及び同意

1. 私は、「重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定教育・保育施設サービスの提供開始に同意しました。
2. 本書記載の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。
3. 私の個人の情報については、「個人情報使用に関する取り決め」に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

上記1～3に対し署名いたします。

年 月 日

園児 氏名 _____

保護者 住所 _____
氏名 _____ (続柄 _____) 印
電話番号 _____

事業者 住所 鹿児島県始良市平松 4676 番地 1
名称 社会福祉法人クオラ 保育園クオラキッズあいら
代表者氏名 園長 大迫 祐子 印
電話番号 0995-65-2101